

8

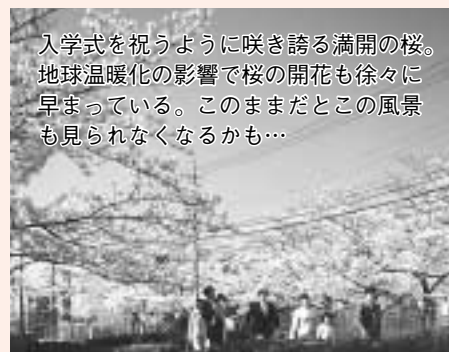
Good Manner Campaign

安城からグッドマナーを全国に！

皆さんは、今年の夏の暑さを異常だと感じませんでしたか。また、異常気象による世界各地での洪水被害や、南極の氷山の大規模な崩壊などから、地球がおかしくなっていると感じている人も多いのでは。

地球温暖化は、確実に進んでいます。このまま何もしなければ気温の上昇が進み、海面水位の上昇、生態系や農作物への影響、干ばつや洪水の増加などが、近い将来必ず起こります。いや、もう起こり始めているのです。このままでは「人の住めない地球」になってしまいます。

「地球規模のそんなスケールの大きな話を言われてもよくわからないから…」と、わたしたちは、何もなくてもいいのでしょうか。確かに、一人ひとりの行動が目に見える結果としてすぐには現れないので、その必要性を理解するのは難しいかもしれません。しかし、間違いない、一人ひとりが地道に積み重ねる行動こそが大きな力になるのです。そして、少し気をつければ簡単にできることが、意外にたくさんあるのです。



入学式を祝うように咲き誇る満開の桜。地球温暖化の影響で桜の開花も徐々に早まっている。このままだとこの風景も見られなくなるかも…

③ 地球温暖化対策への取り組み

テレビを見る時間を1日1時間短縮する、暖房温度を1度下げる、シャワーを浴びる時間を1分間短縮する、照明をこまめに消灯する、食器を洗うときの湯温を5度下げる、安易に車で出かけずに1日1万歩歩く、車のアイドリングをやめるなど…。どれもこれも実行したとしても、誰もほめてくれないし、気付いてさえくれない。しかし、安心して住める美しい地球を、子どもたちや、そのまた子どもたちに残してやるのは、わたしたちしかないのです。地球の危機です。今こそ、市民全員がその危機を救うヒーロー！ヒロインになるときです！

福祉

思いやりの心をはぐくみ心のバリアフリーの実現へ
12月9日は「障害者の日」です

障害者の自立に基づいた社会への完全参加と平等を目指し、また、市民一人ひとりが障害者を正しく理解し、思いやりの心をはぐくむために、12月9日を「障害者の日」と定めています。

地域、家庭、学校、職場などで、障害のある人のことについて話し合うなど、障害に対する理解を深めましょう。また、障害のある人自身もあらゆる分野の活動に積極的に参加するなど社会参加に努めましょう。

■身体障害者補助犬法が施行

視覚障害者の目となる盲導犬をはじめ、車いす使用者などの手足となる介助犬や、聴覚障害者の耳となる聴導犬など、身体障害者の手助けをすることができるよう特別な訓練を受けた犬を身体障害者補助犬といえます。



■支援費制度が来年4月にスタート

来年4月に、身体及び知的障害のある人たちが事業者との契約に基づいて、自由に福祉サービスを選んで利用できる「支援費制度」が施行されます。本市では、11月から支援費支給申請の受け付けを始めました。施設に入所・通所して利用する施設訓練等支援と、ホームヘルプ・デイサービス・短期介護と知的障害のみのグループホームを含む居宅生活支援の各事業を利用している人は、または利用を予定している人は、早めに申請をしてください。なお、利用決定（支給決定）は、来年2月末～3月上旬をめどに行い、順次、決定書をお送りする予定です。

これらの犬たちを広く受け入れ、障害のある人たちの社会生活に支障が生じないようにするため、10月に身体障害者補助犬法が施行されました。それにより、公共施設・公共交通機関を始め、ホテル、飲食店及びデパートなどの店舗（民間施設は来年10月1日から施行）は、補助犬の同伴を拒んではならないようになりました。障害のある人の社会参加の促進にご理解ご協力をお願いします。

■各種福祉サービスのご利用を

新しく始まったサービスもありますので、ご利用ください。

●IT講師派遣事業

障害により移動困難な人、または知的障害により一般の講座では受講効果が望めない人が、自宅でパソコンなどのIT機器の使用方法を学べるよう、無料で講師の派遣をします。対象は、障害者手帳または療育手帳を持ち、かつ、市が公民館などで行うIT講座に参加することが困難な人です。



マンツーマン指導によるIT講習

問い合わせ▼障害援護課
(障害児に関することは児童課)

募集

子育ての力強い味方「ファミリー・サポート・センター」会員募集

来年1月から「ファミリー・サポート・センター」の活動を始めます。同センターは、育児の援助を受けた人で行いたい人が会員（依頼会員・提供会員・両方会員）となり、育児について助け合う組織です。特に、子育てに協力したいという皆さんのご応募をお待ちしています。

同センターの事務局を市役所西会館（旧婦人会館）に開設しましたので、詳細についてはお問い合わせください。

なお、以下にこれまでに皆さんから寄せられた質問とその答えを紹介いたしますので、参考にしてください。

問 同センターで扱う育児援助は？

答 ①保育施設までの送迎を行うこと
②子どもを預かること（保育施設・学校・学童保育の開始前・終了後、学校の夏休み、保護者の病気や急用、冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事、買い物などの外出ほか）

問 どうすれば会員になれますか？入会金は要りますか？

答 まずは同センターにご連絡を。入会説明会や講習会の開催日などをご案内します。入会の手続きは、その後に行います。入会金は不要です。

ヘルスメイト養成講座
受講者募集

「ヘルスメイト」とは、「わたしたちの健康はわたしたちの手で」をスローガンに、食生活を中心とした健康づくりに関するボランティア活動をする食生活改善推進員の愛称です。

受講後は「安城市食生活改善協議会」に入会し、食生活などについての勉強を重ねながら、ボランティア活動をしていただきます。

●とき 来年1月17日(金)・24日(金)・30日(木)、2月7日(金)・13日(木)・20日(木)・27日(木)、3月7日(金)・19日(木)の午前9時～午後3時30分(全9回)

●ところ 市保健センター

●内容 医師、管理栄養士、歯科衛生士、運動指導員、保健所職員、ヘルスメイトなどによる健康づくりと食生活に関する調理実習、講義演習、交流会など

●定員 20人(先着順)

●参加費 3100円(テキスト代及び実習材料費)

●申し込み・問い合わせ 12月2日(月)～来年1月15日(木)(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)に同センター(☎76-1133)へ

問 入会説明会や講習会はどうなのですか？

答 提供会員になるには資格が要りますか？
特に資格は必要ありません。市内在住で、自宅で子どもを預かれる人、心身ともに健康な人、子どもが好きな人、積極的に社会参加をしてみたい人、同センター実施の講習が受けられる人ならOKです。



講習会の様子

問い合わせ▼あんじょうファミリー・サポート・センター
(☎72-2315)